

保育の必要性を認める事由

事由	状況
就労	保護者が就労している(1か月あたり64時間以上の就労)
妊娠・出産	母親が妊娠中あるいは出産前後である (認定期間は出産予定日の8週前が属する月の翌月1日から 出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで)
疾病・障がい	保護者が病気やけがであったり、心身に障害がある
介護・看護	保護者が親族の介護・看護をしている (1か月あたり64時間以上の介護・看護)
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている
求職活動	保護者が求職活動中である
就学	保護者が就学している(1か月あたり64時間以上の就学)